

vol.148  
2018.10

# 営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行  
東北地方整備局  
営繕部  
盛岡営繕事務所



【福島県警察本部庁舎】

## CONTENTS

完成施設紹介【福島県警察本部庁舎】	2～3
11月11日は公共建築の日 ～11月は公共建築月間～	4
【宮城県】インフラ長寿命化の取り組み ～宮城県における県有施設の保全について～	5～6
保全ニュースとうほく ・ 建築保全業務共通仕様書等が改定されました	7
・ 国家機関の建築物等の定期点検制度について	8～13
平成30年度 工事安全施工推進大会	14





## ■ 危機管理拠点としての業務継続対策

- ・ 基礎免震構造（高層棟） 耐震構造（低層棟）
- ・ 積雪期間の吾妻山噴火時に想定される火山泥流に備え、1階床高さを地盤高+50cmに設定
- ・ 執務室外周にバルコニーを設け、火災時の上階への延焼を防止
- ・ サーバー室や総合指揮室などの重要室の直上階には水周りを設けない計画
- ・ 無停電電源装置 750kVA
- ・ 電力インフラは高圧 6.6kV 2回線受電方式、通信インフラも2系統による引き込み
- ・ 停電に備え、非常用発電設備（1,500kVA×1台）を設け、燃料を7日分（110kl）確保
  - 停電時照明点灯：重要室 100%、共用部 50%
  - 停電時電源供給：停電時利用コンセント割合 33%
- ・ 断水に備え、上水貯留量及び井水貯留量を7日分（21t、84t）確保
- ・ 排水インフラ断絶に備え、排水貯留量7日分（98t）確保

## ■ 環境や省エネルギーへの配慮

- ・ バルコニー、縦ルーバーによる壁面・窓面の日射負荷抑制
- ・ 全館LED照明（明るさセンサー・人感センサー制御あり）
- ・ 豪雨対策として雨水貯留槽（990t）を設置
- ・ 屋上及び低層棟壁面に太陽光発電設備（270kw）を設置し、再生可能エネルギーの利用と屋根の二重化による日射負荷の抑制

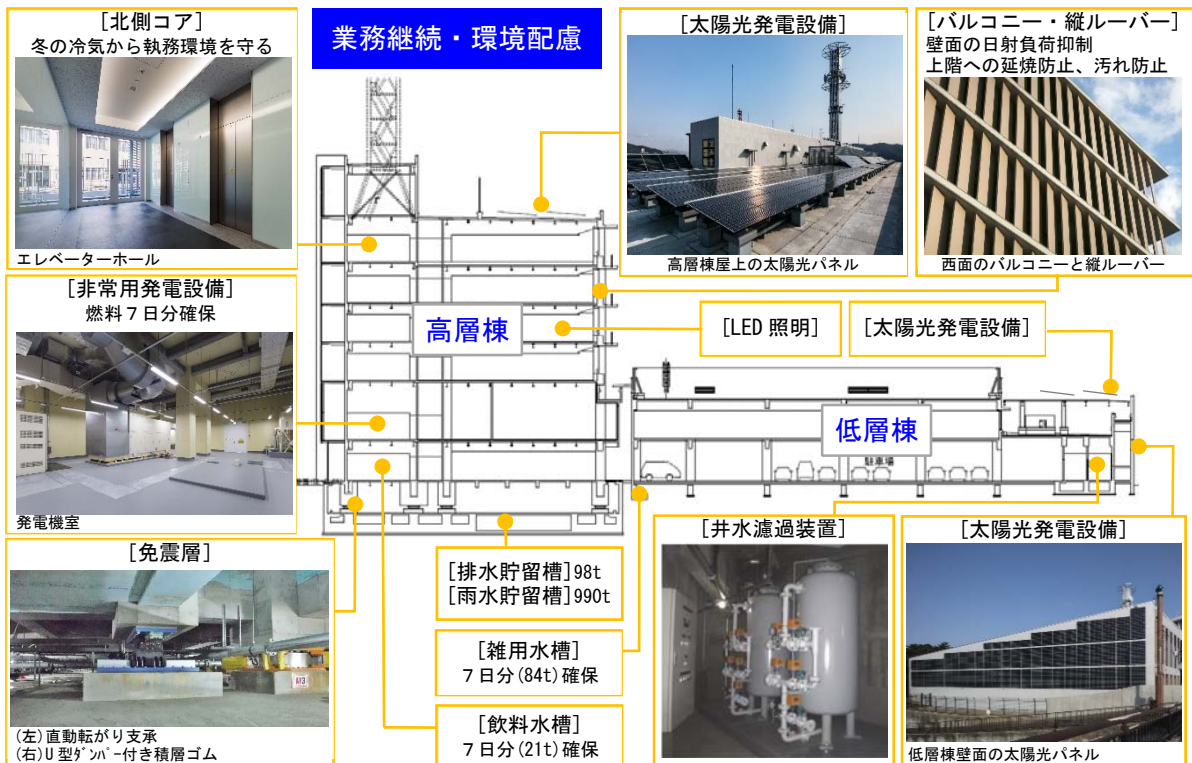


北側外観



内装に福島県産木材を使用した道場

構造/規模	鉄骨鉄筋コンクリート造/地上7階建 (7階は機械室)
敷地面積	18,950.18㎡
建築面積	5,750.92㎡
延べ面積	24,702.25㎡
最高の高さ	33.19m(鉄塔頂部は71.94m)
設計	(株)山下設計
監理	(株)小嶋建築設計事務所
施工	建築：青木あすなろ建設(株) 電気：大槻電設・広栄電設特定建設工事共同企業体 弱電：大槻電設工業(株) 空調：倉島・温調工業特定建設工事共同企業体 給排水：光和・アークス特定建設工事共同企業体
工事期間	平成27年10月～平成30年2月
事業費	132億円(本体工事費、付帯工事費、調査設計費等)



# 11月11日は公共建築の日

～ 11月は公共建築月間 ～

公共建築は地域の人々の生活に密接な関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。また近年、地域との連携を図りながら、公共建築の整備や運営のあり方を考えるべきという機運が高まっています。

このような状況をふまえ、関係機関が幅広く協力し、広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、生活に密着したより良い公共建築を目指していくという考えのもと、「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベントとして、「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催します。



公共建築の日：数字の1が4つ並ぶ11月11日

(建物の基本的な構造である4本の柱をイメージ)

公共建築月間：公共建築の日がある11月

(国会議事堂が昭和11年11月完成であることに因む)

## 【巡回建築パネル展】

今年度のテーマを「公共建築関連事業の紹介」と題し、下記日程で東北6県を巡回するパネル展を開催し、公共建築に携わる各機関の取組事例を紹介します。

お近くの会場へ、お気軽にお立ち寄りください。



【 昨年のパネル展の様子 】

巡回建築パネル展 開催場所・期間	
青森県庁 北棟1階ロビー	11月12日～11月16日
岩手県庁 1階県民室BF 展示コーナー	11月12日～11月16日
宮城県庁 2階ロビー	11月27日～11月30日
秋田県庁 正面前廊下	10月29日～11月2日
山形県村山総合支庁 1階ロビー	11月19日～11月22日
福島県庁 3階渡り廊下	10月29日～11月2日
仙台市役所 本庁舎1階ロビー	11月26日～11月30日
仙台市青葉通り地下ギャラリー	11月1日～11月15日

## 【施設見学会】

今年度の見学会テーマを「木材を活用した公共建築」と題し、11月13日(火)に開催します。

見学会では、宮城県仙台市にあるオーエンス泉岳自然ふれあい館(仙台市整備)、東松島市にある東松島市立宮野森小学校(東松島市整備)の施設見学のほか、東北地方整備局、仙台市の宮繕関係の取組事例を紹介いたします。

見学会には、建築技術者への道を歩もうとする若者をはじめ、国・県・市等における公共建築物関係の仕事に興味を持つ方々に、事前登録のうえ参加いただきます。



【左：泉岳自然ふれあい館(仙台市)、右：宮野森小学校(東松島市)】

※各イベントの詳細については、下記ホームページの公共建築月間関連ページをご参照下さい。

東北地方整備局営繕部 HP (イベント紹介)

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/event/eventtop.html>

(一社)公共建築協会 HP (巡回建築パネル展)

[https://www.pbaweb.jp/session/item/h30\\_pbdays\\_event\\_touhoku02/](https://www.pbaweb.jp/session/item/h30_pbdays_event_touhoku02/)

(施設見学会)

[https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku\\_20181113/](https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku_20181113/)

# インフラ長寿命化の取り組み

## ～ 宮城県における県有施設の保全について ～

### 1. はじめに

宮城県では、平成 16 年度から県有建築物の長寿命化、安全性の向上、環境負荷の低減等を目的とした計画的な保全を推進するため、劣化度調査を実施してきました。また、平成 17 年に建築基準法が改正され、定期点検が義務付けられたことに伴い、定期点検を適正かつ円滑に実施してきたところです。

劣化度調査と定期点検は、対象建物や点検内容など重複する部分があったため、平成 26 年度から整理・統合し、「県有建築物保全点検」として実施しています。

一方、宮城県公共施設等総合管理方針を平成 28 年 7 月に制定し、その中で、長寿命化の実施方針として“中長期的な保全計画を策定し、計画的な保全を実施すること”としており、中長期保全計画の作成も進めているところです。

### 2. 県有建築物保全点検について

#### ●概要

県有施設の保全を目的として、平成 16 年度、営繕課内に施設保全班を立ち上げ、計画的な保全を推進するため、長寿命化・安全性の向上・環境負荷の低減等を目的とした「劣化度調査」と建築基準法で定められた「定期点検」を施設管理者とともに実施してきました。

これらを進める中、平成 26 年度からは劣化度調査と定期点検について、対象建物や点検内容、周期など重複する部分を整理・統合し、「県有建築物保全点検」として実施しています。

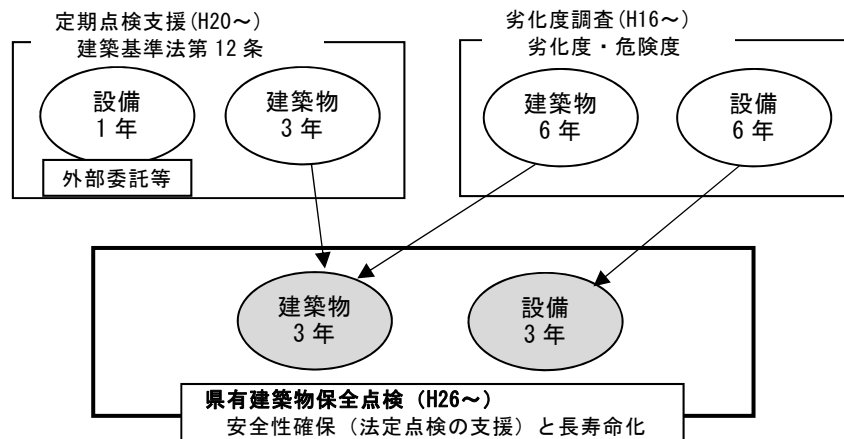


図1 県有建築物保全点検と点検周期

#### ●点検対象施設と判定指標

県有建築物保全点検の対象建物は、100 m<sup>2</sup>を超える特殊建築物、又は500 m<sup>2</sup>を超える事務所等としており、これら該当する建築物のうち、多数の県民が使用する建築物に付帯する建築設備についても点検を実施しています。全体の点検箇所数は、307 施設 1,170 棟です。

点検した結果については、A（支障なし）からD（危険・法令違反）、4つの判定指標により評価し、施設管理者あて通知しています。



### 3. 宮城県公共施設等総合管理方針について

#### ●概要

平成 28 年 7 月に国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画にあたるものとして「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定しました。この中で、所有管理する公共施設等の現状及び公共施設等を取り巻く将来見通しを基に、長期的・総合的な視点に立ち、今後 10 年間における公共施設等の管理の基本方針を定めました。

(参考 URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/sougoukanrihoushin.html>)

#### ●営繕課の役割

同方針の中では個別施設計画を H32 年度までに主務課等が作成することとしており、記載すべき項目については図 2 のとおりとなっています。

営繕課においては、重要施設又は一定規模以上の施設について、個別施設計画に記載すべき項目のうち、「県有建築物保全点検」の実施と「中長期保全計画」を作成しています。

作成する施設数は、県有建築物保全点検 307 施設 1,170 棟、中長期保全計画 157 施設 333 棟 (H30.3.31 現在) となっています。

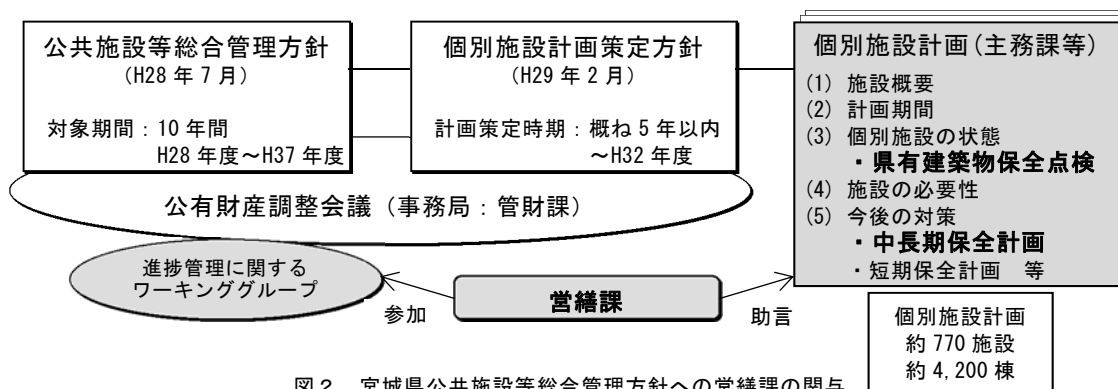


図 2 宮城県公共施設等総合管理方針への営繕課の関与

中長期保全計画については、平成 32 年度までに作成し、原則 30 年間の修繕・更新計画を記載します。また、計画内容については、3 年毎に行う県有建築物保全点検時に施設の劣化状況等を勘案し、実情に合わせた更新を行うこととしています。

### 4. まとめ

本県が管理する施設は、その多くが築後 30 年以上経過し、順次老朽化が進むことから、点検を通じて建築物の適正な管理が必要です。

各施設については出来る限り長期間利用することとしており、計画的な修繕等を含めた中長期保全計画を着実に実行する事が非常に重要となります。

中長期保全計画を含めた個別施設計画の実行には、専門知識や施設管理の経験が必要ですが、多くの施設管理者はそれら知識や経験を持ち合わせていないため、支援体制の充実が求められています。

営繕課としては、施設点検マニュアルの整備や保全研修会の開催を通じて、施設管理者をフォローし、県有建築物保全点検を継続して実施するなどして、施設の保全を進めていきます。

## 建築保全業務共通仕様書、同積算基準、同積算要領が改定されました

国土交通省では、各省各庁が建築保全業務を委託する際、適切な業務仕様書及び予定価格を作成することができるよう、建築保全業務の発注に関する技術基準を制定しています。

今回、平成30年版として改定されましたので、お知らせします。

### 1. 改定の背景

国土交通省では、建築保全業務の発注に関する技術基準を5年ごとに改定しています。

このたび、最新の法令、技術動向や建築保全業務の品質確保に対する社会的要請を踏まえた改定を行い、各省各庁に送付するとともに、地方公共団体にもご活用いただけるよう、都道府県及び政令指定都市の関係部署に情報提供しました。

### 2. 今回改定した技術基準

- (1) 建築保全業務共通仕様書（平成30年版）  
一般的な保全業務項目と標準的な作業内容、実施周期を定めたもの
- (2) 建築保全業務積算基準（平成30年版）  
建築保全業務の委託費の積算を行うもの
- (3) 建築保全業務積算要領（平成30年版）  
建築保全業務の積算をするうえでの標準的な考え方等を示したもの

### 3. 改定の概要

- (1) 建築保全業務共通仕様書
  - ・法令改正や最近の建築技術動向を踏まえた点検項目等の改定  
(雨水利用設備の点検項目を見直した他、LED照明器具・木製床等の新たな資機材を建築保全業務の対象に追加)
  - ・災害発生時の対応を明確化  
(確実な業務継続のため、災害発生時の対応に必要な事項、優先順位等の受発注者間で契約時にあらかじめ取り決めておくべきことを新たに規定)
- (2) 建築保全業務積算基準・積算要領
  - ・現場従業員の法定福利費を一般管理費等から業務原価（業務管理費）に移行し、業務価格の費目構成を適正化

※詳細は、国土交通省官庁営繕部のホームページにてご確認ください。

#### ■国土交通省官庁営繕部ホームページ

#### 官庁営繕の技術基準（6-2. 保全業務関連）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

#### ■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐  
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長  
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

## 国家機関の建築物等の定期点検制度について

～平成30年度 保全実態調査における法定点検等の実施状況～

各省各庁の施設保全をご担当されているみなさまには、平成30年度の保全実態調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律（略称：官公法）に基づきすべての国家機関の建築物等を対象に実施しています。

今年度の東北地方整備局管内の保全実態調査の結果のうち、法定点検等の実施状況等は次のとおりです。

### ■平成30年度 保全実態調査結果における法定点検等の実施率

法定点検等		実施率	
		平成30年度 調査結果	平成29年度 調査(参考)
建築基準法 及び官公法 に基づく点検	①建築物の敷地及び構造	89 %	85 %
	②昇降機	100 %	99 %
	③建築物の昇降機以外の建築設備	92 %	89 %
	④支障がない状態の確認	94 %	91 %
その他の法令 に基づく点検	⑤消防用設備等の点検	98 %	96 %
	⑥危険物を取り扱う一般取扱所等	100 %	98 %
	⑦事業用電気工作物の保安規定による自主検査	100 %	99 %
	⑧機械換気設備	97 %	92 %
	⑨ボイラーの性能検査・定期検査	98 %	97 %
	⑩浄化槽の水質検査・定期検査	99 %	99 %
	⑪簡易専用水道の清掃	99 %	98 %
	⑫排水設備の清掃	91 %	95 %
	⑬清掃等及びねずみ等の防除	96 %	87 %
	⑭空気環境の測定	91 %	84 %
	⑮冷却塔等、加湿装置の清掃等	97 %	96 %
	⑯給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	100 %	98 %
	⑰ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	99 %	99 %

※      : 実施率が低い法定点検等を示す。(ワースト5)

調査結果によると、法定点検等の実施率は年々向上していますが、100%に達していない項目が多くあります。

今回は、他の項目に比べ実施率が低い法定点検等（ワースト5）について、関係法令や実施方法等を紹介しますので、対象となる法定点検等がある場合には適切に実施いただきますようお願いいたします。





## 【補足】

### 防火設備の点検について

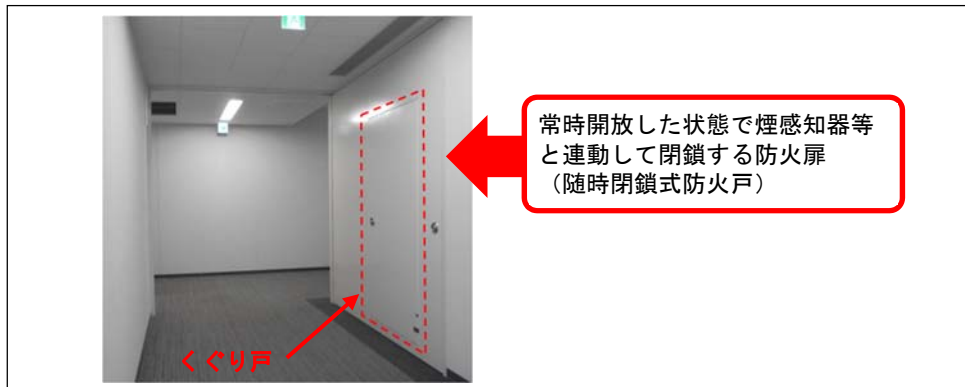
平成28年6月1日に建築基準法の一部を改正する法律が施行されました。

主な改正点としては、防火扉等の防火設備に関する点検のうち、火災感知やシステム制御など、火災時に自動で作動する防火設備については、「建築物の敷地及び構造」の点検から独立させ、新たに「防火設備」として点検部位が定められたものです。

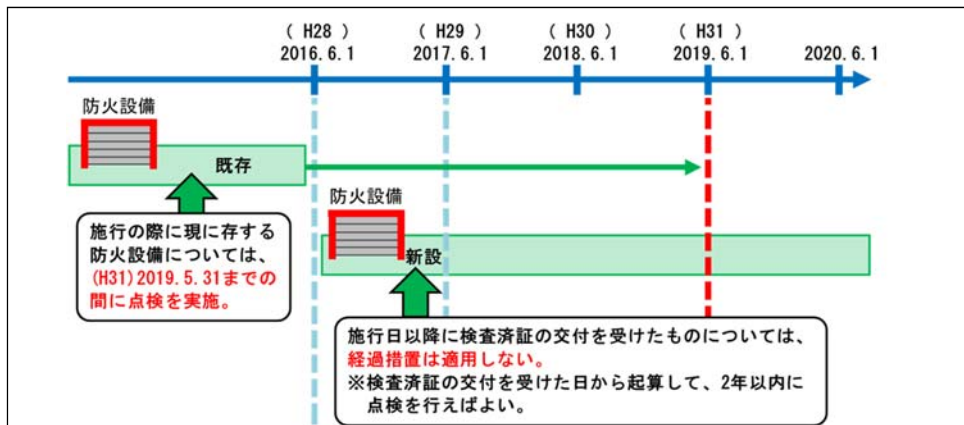
(例えば、常時開放した状態で煙感知器等と連動して閉鎖する防火扉は、「防火設備」の点検部位に該当します。なお、常時閉鎖した状態にある防火扉は、従来どおり「建築物の敷地及び構造」の点検部位のうち「四 建築物の内部 防火設備」の点検項目に該当します。)

このため、施行の際に既にあった防火設備については点検時期の経過措置があり、2019年5月31日までの間に点検する必要があります。

経過措置後においても、適切に点検が実施できるよう、外部委託により点検業務を実施している場合には、予算要求を忘れずをお願いします。



「防火設備」の点検部位に該当する防火扉の例



「防火設備」の点検時期の経過措置

防火設備の点検は、延焼を防止する防火区画の形成及び火災発生時の安全な避難経路の確保を行う設備が正常に機能するかの点検です。一方で、消防法に基づく消防用設備の点検(消火器具、火災報知設備、誘導灯、屋内消火栓設備等)は、警報により火災発生を知らせ、消防用設備等が正常に作動するかの点検であり、点検範囲、点検内容、点検資格者が異なります。

火災による被害を防ぎ、建築物を安全に使用するために、建築基準法及び官公法に基づく「防火設備」の点検、消防法に基づく「消防用設備」の点検をお願いします。

※詳細は、営繕とうほく140号(2016年10月発行)の「防災アシスト情報」防火設備の点検を参照してください。



### 3. 排水設備の清掃

#### (1) 関係法令・対象施設等

##### ①建築物衛生法<sup>※1</sup>に基づく清掃

(建築物衛生法第4条、施行令第2条2号、施行規則第4条の3)

- ・建築物衛生法の特定建築物<sup>※2</sup>に該当する場合は実施が必要です。

※1：建築物衛生法（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称）

※2：興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館に使用される建築物で、延べ面積が3,000㎡以上。

#### (2) 対象部位

排水槽、排水ポンプ、排水管等

#### (3) 実施内容

排水設備の清掃

#### (4) 実施周期等

6ヶ月以内ごとに1回



#### (5) 点検資格者

点検資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

#### (6) 留意事項

- ①「人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第 14 条等」により、国家公務員が勤務する建築物では、施設の用途・規模に関わらず、全ての国家機関の建築物等において、排水設備の補修及び清掃を行わなければなりません。これは、性能維持を求めているものであり、定期的な点検等は定められておりません。

- ②建築基準法及び官公法に基づく点検のうち、「昇降機以外の建築設備」の点検部位に「排水設備」がありますが、こちらは配管の腐食及び漏水の状況等を点検するものであり、本ページで紹介しております「排水設備の清掃」とは内容が異なりますのでご注意ください。

【参考】官公法に基づく点検内容（「昇降機外の建築設備」のうち排水設備関連）

＜国交省告示第 1351 号 別表第四 給水設備及び排水設備（抜粋）＞

		(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配管設備及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
三 排水設備	(七)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
		その他 排水管	排水の状況	目視により確認する。	排水が流れていないこと。





# 平成30年度 工事安全施工推進大会

優良企業（現場代理人）表彰（営繕関係）

平成30年10月3日、日立システムズホール仙台において、「平成30年度東北地方工事安全施工推進大会（SAFETY2018）」（優良企業（現場代理人）東北地方整備局長表彰）が行われました。

優良企業（現場代理人）表彰は、特に安全管理が優秀な工事について、直接安全管理に寄与した現場代理人及びその現場代理人を育成指導した企業に対して、貢献を讃えるとともに、より一層の安全管理意識の向上のために行われるものです。

## 東北地方整備局長表彰 優良企業（現場代理人）

工事名：東北地方整備局（16）既存庁舎取りこわし工事

受注者：佐田建設株式会社 東北営業所

現場代理人：高瀬 敏之 氏

また、続いて平成30年10月17日には盛岡合同庁舎において、「平成30年度盛岡営繕事務所工事安全施工推進大会」を開催し、平成30年11月7日には仙台合同庁舎B棟において、「平成30年度保全指導・監督室工事安全施工推進大会」を開催予定です。

本大会は、現在施工中の工事現場の安全管理者又は責任者等にお集まりいただき、事故・事故災害の発生を未然に防止し、安全対策・安全教育の重要性の徹底と安全意識の高揚を図るため行われるものです。



盛岡営繕事務所 工事安全施工推進大会

### 営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

東北地方整備局 営繕部 計画課内

TEL 022-225-2171(代表)

E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

### ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます